

利尻島観光PRポスター応募用紙

住所（郵便番号も必ずご記入ください）	〒 都道 府県
氏名（ふりがなも必ずご記入ください）	-----
電話番号	
Eメールアドレス	
団体名・会社名 <small>（団体・会社応募の場合）</small>	
作品へのPRコメント	
コンテストを知ったキッカケ <small>（いづれかに○をしてください）</small>	①島内での掲示 ②知人 ③ホームページ ④SNS ⑤チラシ ⑥その他（ ）

【応募ポスター条件等】

- ①ポスターの任意の場所にクレジットの標記を可とする。
- ②応募資格：個人/法人・団体、プロ/アマ、国籍を問わず。
- ③ポスターには両観光協会の情報を記載すること。（電話番号・住所・観光協会名）
・利尻富士町観光協会（0163）82-1114 〒097-0101 北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6
・利尻町観光協会（0163）84-3622 〒097-0401 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14-1
- ④「利尻島」もしくは「りしりとう」の文字が必ず記載されていること。（その他の文言については作成者に一任）
- ⑤ポスターには利尻島観光ポータルサイトりしぷらのQRコードを記載すること。※フリーフォトライブラリーに画像あり。
- ⑥写真については自分で撮影したもの、もしくは当協議会で提示しているものの使用も可とする。
※写真については専用のフリー素材として、りしぷらのフリーフォトライブラリーに掲載しています。
ライブラリー内のその他の画像も使用可。 写真の加工も可。
- ⑦ポスターに使用する写真は春夏秋冬問わない。イラスト等でも可とする。
- ⑧一人何点でも応募可とする。
- ⑨提出データはPDFまたはAdobe illustratorで作成した場合はaiデータとPDFデータの2点（A1サイズで印刷します）
- ⑩応募方法は、郵送もしくはメール。郵送の場合はDVD-RまたはUSBに保存し、応募票を入れて事務局まで送付。
メールの場合はポスターのデータと応募票を添付し事務局へ送る。



フリーフォト
ライブラリー

【著作、使用範囲について】

●受賞作品に係る全ての著作権（著作権法第21条から第28条までの権利を含む）は主催者（利尻島観光推進協議会）に帰属。

【責任事項】

●応募作品は、第三者の著作権や商標権などの権利を侵害しないものとします。これらの条件に違反したことが判明した場合、受賞は無効となります。また、第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は自己の責任において解決を図るものとし、当協議会では一切の責任を負いません。

●応募作品で、他人の著作権・肖像権を侵害するなどのトラブルが発生した場合入賞を取り消す場合があります。

●作品の取り扱いについては最善の注意を払いますが、郵送中の事故、損傷及び損失等につきましては、主催者は一切の責任を負いません。

●本コンテストで応募者が何らかの損害を被った場合、主催者に故意または重過失のある場合を除き、主催者は一切その責任を負いません。また、応募作品について、第三者と紛争が生じた場合、応募者ご自身の責任と費用負担によって解決するものとし、主催者及び他の応募者に対し一切迷惑をかけないものとします。

●人物が写っている場合、被写体の肖像権、著作権などには十分に注意してください。応募者の責任ですべての問題を解決したうえで応募してください。トラブルが発生した場合、利尻島観光推進協議会では一切の責任を負いかねます。

●ご記入いただいた個人情報は、利尻島観光PRポスターコンテスト以外の目的には使用しません。

【応募に関する注意】

●応募作品の受領通知は行いません。また、応募作品の記録メディアの返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。

●応募に伴い発生した費用は全て応募者が負担するものとします。

●審査は主催者で選任した審査員で行い、選考に関するお問い合わせには一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

【了解事項】

●応募の時点で、本応募要項に記載されている諸条件に同意したものとみなします。

●受賞作品は都合により一部修正いただく場合がございます。

●本応募要項に明記されていない事項については、主催者が最終的な決定権を持つものとします。

【提出先】

●郵送 〒097-0401

北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14-1

利尻町役場 産業課 商工観光係

TEL 0163-84-2345

●メール kankou@town.rishiri.hokkaido.jp